

平成 28 年 9 月

御宿町議会議長 大地 達夫 様

第 4 次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会
委員長 石井 芳清

第 4 次御宿町総合計画と平成 28 年度御宿町一般会計当初予算との整合性について調査・研究した結果以下のとおり報告する。

1. 総合計画の位置付け

国の地方分権改革の中、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成 23 年 5 月 2 日に公布され、それまで、地方自治法第 2 条第 4 項に規定されていた、総合計画の基本部分である「基本構想」が議会の議決を経て定める法的な策定義務はなくなり、策定及び議会の議決を経るか否かについては市町村の独自の判断に委ねられることになった。

これを受け、御宿町では、「御宿町議会の議決すべき事件に関する条例」として平成 24 年 3 月定例議会において議員発議により提案され可決。平成 24 年 4 月 1 日から施行されている。(別添資料 1)

御宿町の総合計画のテーマは「笑顔と夢が膨らむまち」であり、「御宿町が実施する施策の基本的方向性を示す町政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画」(第 4 次御宿町総合計画 P1 より)と定めている。

また、基本計画は、「基本構想に基づき実施する基本的施策を示し」、アクションプランは、「基本計画に基づいた事業の実施に関する年次計画と、その財源的裏付けを定める、毎年度の予算編成の指針」であるとしている(第 4 次御宿町総合計画 P2 より)。

※関係法令等

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。→ 削除

総務大臣通知(総行行第57号 平成23年5月2日)抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。(旧法第2条第4項関係)

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1項(略)

- 2 前項に掲げるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

御宿町議会の議決すべき事件に関する条例(抜粋)

第2条 町長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。

- (1)御宿町基本構想、基本計画、実施計画の策定及び改廃

以下略

2. 第4次総合計画と平成28年度当初予算

第4次総合計画・前期基本計画・アクションプランは、平成25年3月定例議会において議決されており、前期基本計画での歳入・歳出の合計の財政推計と当初予算の関係は以下のとおりである。

(単位：百万円)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
財政 推計	歳入	3,228	3,155	3,146	3,208	3,003
	歳出	3,100	3,065	3,056	3,118	2,913
一般会計当初予算		3,000	3,135	3,202	3,927	

財政推計：御宿町前期アクションプランP3より

一般会計当初予算：議決を経た年度当初の予算

平成25年度から平成27年度までは、概ね財政推計の予算規模となっているが、平成28年度当初予算では、財政推計の歳入額を7億円、対前年度18.3ポイント上回り、計画と乖離している。

前期基本計画のアクションプランには、おんじゆく認定こども園建設事業について「協議の結果を踏まえ、早期の整備を進める」と記載されており、具体的な事業費は計上されていないが、平成28年度予算に当該事業費の約5億円が計上されたこと、また、新たにふるさと寄附金受付事業に関する経費8千3百万円、緊急性の高い防災行政無線操作卓更新事業5千6百万円など予算総額を引き上げる要素があったが、厳しい財政状況の下、行政の継続性を維持するために、議決された計画を尊重し、予算の平準化に努めるべきである。

また、財政推計では1億9千万円としていた地方債も平成28年度予算では、6億6千万円の発行額となっている。主に交付税措置がある有利な起債を対象に、借り入れることは理解するが、後年度に財政負担になることは、十分考慮をしなければならない。

3. まとめ

総合計画は、10年間の町が実施する基本的な方向性を示し、それに基づき5年ごとに取り組むべき施策を整理した前期基本計画（平成25年度～平成29年度）が策定されている。またアクションプランは、前期基本計画に基づいた事業実施に関する5年間の年次計画と、その財政的裏付けを定めるもので、前期基本計画期間における毎年度の予算編成の指針になるものである。

平成28年度予算は、計画策定時には見込めなかった事業に係る経費などから、予算総額は大幅な増となり、実施計画との整合性が十分確保されているとは言い難い。そのため、将来に向けての財政運営への影響などが懸念される。

人口減少に加え、大幅な税収増が見込めない現状や各種公共施設の維持管理を踏まえると、将来的に住民サービスの持続性を確保するためには、計画的な財政運営が求められる。

今後も国の制度改正や施策、住民生活に直結し緊急的に対応しなければならない事業等も想定されるが、住民が確実に将来に希望を持てる計画の策定とともに、前期基本計画、実施計画はもとより、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略や高齢者福祉計画など、各種計画が議会の議決を経たことの重要性を十分認識し、将来の財政シミュレーションを踏まえた予算編成に努めることが求められる。